

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	TMO 吉原 年会費		
年月日	令和3年 6月18日	金額	3,000円

会の趣旨・目的	富士 TMO 構想の事業計画に基づき、中心市街地の活性化を目指し、良質な街づくりに寄与することを目的とする。
会の活動内容等	商店街にある個店の魅力発信や、商店街活動への積極的な協力により、地域活性化に向けた様々な事業実施や協力体制をとっている。
政務活動・県政との関連性	中心市街地の活性化は喫緊の課題でもある。県では個店の魅力発信事業や空き店舗対策などで支援を行っており、その効果や課題を現場から情報収集することが重要である。

《領収書貼付枠》

対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

# 領 収 証


令和3年6月18日

鈴木澄美 様

金 3,000 円也

令和3年度タウンマネジメント吉原年会費として  
上記金額を領収しました。

富士市瓜島町82番地  
タウンマネジメント  
会長 藤田



※添付書類：団体α会則

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動に かかすもの	3,000円	/	3,000円
		100%	

## 【第3号議案】

## 令和3年度 タウンマネージメント吉原事業計画書

(自 令和3年4月1日 ~ 至 令和4年3月31日)

タウンマネージメント吉原では、これまで同様、吉原商店街振興組合と連携を図り、吉原地区のまちおこしイベントを実施していく。加えて、富士つけナポリタン大志館をはじめとした地域のまちおこし活動に関係する各団体とも協力し、吉原地区の魅力や楽しみ方を積極的に発信するとともに特色ある事業を進めていく。

昨年度は新型コロナウイルスの影響により大幅に事業を縮小したが、本年度は感染状況が終息する事を願い、実施が叶わなかった本宿講座、本宿寄席をはじめ、まちに人を呼び込み多くの方に喜ばれる企画を実施してまちの活性化に寄与していく。こうした事業については吉原小宿を起点として情報発信及び展開していく。

また、吉原は個店としてマスコミに取り上げられる機会も年々増加しているので、マスコミ及び取材対応等、これらの情報提供など支援協力を進めていく。

**1 運営に関する事業**

- ① 通常総会 年1回
- ② 臨時総会 必要に応じて開催
- ③ 理事会 月1回開催
- ④ その他会議 必要に応じて開催

**2 吉原本宿事業**

- ① 吉原本宿寄席の実施
- ② ゆるり講座の開催

**3 吉原地区各種事業への協力**

- ① 吉原宿場まつりへの協力
- ② 吉原まるごとマルシェへの協力
- ③ 吉原商店街一の市への出店
- ④ 逸品の販売、各種イベントへの積極的参加

**4 調査研究支援事業等**

- ① リノベーション事業への協力
- ② まちなかラボ事業への協力
- ③ あなたも商店主事業への協力
- ④ まちなかにぎわい創出事業への協力

**5 その他、目的を達成するために必要な事業**

富士TMO タウンマネージメント吉原 会則

(目的)

第1条 富士TMO タウンマネージメント吉原は、富士TMO 構想の事業計画に基づき、中心市街地の活性化を目指し、良質な街づくりに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、富士TMO タウンマネージメント吉原(以下 タウンマネージメント吉原)と称する。

(事務所)

第3条 タウンマネージメント吉原の事務所を富士商工会議所に置く。

(事業)

第4条 タウンマネージメント吉原は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地区全体が一体となった街づくりビジョンの構築及び実施に関する事。
- (2) テーマ別プロジェクト事業に関する事。
- (3) 関係機関との連携・協働による取り組みに関する事。
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業に関する事。

(タウンマネージメント吉原の構成)

第5条 タウンマネージメント吉原は、会員により構成する。

- (1) 会員は、タウンマネージメント吉原の趣旨に賛同する者とする。

(加入)

第6条 タウンマネージメント吉原の会員となることを希望するものは、所定の加入手続きにより、加入の申込をしなければならない。

(会費)

第7条 タウンマネージメント吉原の年会費の額は3,000円とし会員から徴収する。

(退会)

第8条 会員は、あらかじめタウンマネージメント吉原に退会する旨を通知し、事業年度の終わりに退会することができる。但し、前項の通知は、事業年度の末日30日以前までにその旨を記載した書面でしなければならない。

(役員)

第9条 タウンマネージメント吉原に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計理事 1名
- (5) 監事 2名

(役員職務)

- 第10条 会長は本会を代表して会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐しあらかじめ会長の定める順位により、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。
- 4 会計理事は、タウンマネージメント吉原の通帳を管理し会計処理をする。
- 5 監事は、事業活動全般にわたる会計処理を監査する。

(役員任期)

- 第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 任期の満了または辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(選任)

第12条 会長は総会において選任し、副会長及び理事、監事は会長が指名し総会で承認する。

(総会)

第13条 総会は会員による通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

(総会の議長)

第14条 通常総会及び臨時総会の議長は、会長をもってあてる。

(総会の議事)

- 第15条 通常総会及び臨時総会は、会員数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き決議することができない。
- 2 通常総会及び臨時総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、当該会員が記名押印した書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

(役員会)

- 第16条 タウンマネージメント吉原に役員会を置く。
- 2 役員会は、会長、副会長、理事をもって組織する。
- 3 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 役員会は、会長が必要と認めるとき召集する。

(役員会の議決事項)

- 第17条 次に掲げる事項は、役員会の決議を経なければならない。
- 2 総会に提出すべき事項。
- 3 会員の入会の可否及び除名。
- 4 プロジェクトチームに関する事項。
- 5 タウンマネージメント吉原の運営、企画、その他緊急重要事項。

(プロジェクトチーム)

第18条 タウンマネージメント吉原の目的達成にプロジェクトチームを置くことができる。

(経費の賦課)

第19条 タウンマネージメント吉原は、その行う事業の費用にあてる為、会員に経費を賦課することができる。

(事業年度)

第20条 タウンマネージメント吉原の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第21条 会則を変更する場合は、総会決議による。また、この会則に定めない事項は役員会に諮って決定する。

付則

本会則は、平成18年5月29日から適用する。  
本会則は、平成20年4月24日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話およびデータ通信費		
年 月 日	引き落とし日 令和 3年 8月 2日	金 額	3,360円

目 的	調査研究など政務活動を行うための通信手段		
使 途	令和3年7月請求分		
政務活動・ 県政との 関連性			
<<領収書貼付枠>> 基本料金 743円 (基本料金) パケット定額料金 4,700円 (通信料) カケホーダイ定額料 667円 (通話料) (小計) 6,110円  消費税10% 611円 (消費税10%)  合 計 6,721円			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と案分	6,721円	1/2	3,360円
		50%	

年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備考
1 03-05-21	BA	[REDACTED]			
2 03-05-27	BF	[REDACTED]			
3 03-05-31	FF	[REDACTED]			
4 03-05-31	BF	[REDACTED]			
5 03-05-31	BA	[REDACTED]			
6 03-06-05	AA	[REDACTED]			262
7 03-06-10	BF	[REDACTED]			
8 03-06-28	BF	[REDACTED]			
9 03-06-30	BF	[REDACTED]			
10 03-06-30	FF	[REDACTED]			
11 03-06-30	AA	[REDACTED]			
12 03-06-30	BA	[REDACTED]			
13 03-07-08	BA	[REDACTED]			923
14 03-07-08	BA	[REDACTED]			273
15 03-07-12	BF	[REDACTED]			
16 03-07-27	BF	[REDACTED]			
17 03-07-30	FF	[REDACTED]			
18 03-07-30	BA	[REDACTED]			
19 03-08-02	BF	*7,450	トコモ ケイタイ	[REDACTED]	
20					
21					
22					
23					
24					

◎記号の説明  
 AA,AF.....入金  
 FA,FF.....振込  
 C0,1,2,3,4...他店券入金  
 TF,TO.....取立  
 BA,BF.....支払

◎他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケン」と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します  
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

お客様氏名 CUSTOMER NAME	鈴木 澄美 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]	

**ご利用額のご案内**

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。  
The following amount was transferred from your account.

ご利用年月 MONTH OF USE	2021年6月ご利用分
ご利用額、TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額、TAX	7,450円 (677円)
振替日 TRANSFER DAY	2021年8月2日(月)

前々月ご利用額	7,450円(税込)
タイプX1にねん (2021年、6月末現在)	継続利用期間は、6月末で10年1か月です。タイプX1にねんご契約期間は5か月です。
*****	*****

ポイントのお知らせ	dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。 普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。
*****	*****

**お知らせ**

【NTTドコモからのお知らせ】-----  
\*\*\* ドコモからのお知らせ \*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。  
2021年7月からの電話リレーサービスの制度の開始に伴い、お客さまに「電話リレーサービス料」のご負担をお願いすることといたしました。ご利用の電話番号数に応じて、2021年8月ご請求分から「電話リレーサービス料」としてご請求させていただきます。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。

**株式会社NTTドコモ 料金領収証**  
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ  
〒100-6150  
東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	*****
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	*****
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	*****
振替口座 BANK ACCOUNT	*****
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	*****

本書は電子文書です。

1-7-6-2

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OR BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (6/1~6/30)	
◇基本使用料等 (計) 743	743	基本使用料 (タイプXi にねん)	合 算
◇パケット定額料等 (計) 4,700	4,700	Xiパケ・ホーダイ ライト定額料 6,620KB (0.1GB)	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,330	300	spモード利用料	合 算
	380	ケータイ補償お届けサービス利用料 (380)	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	667	Xiカケ・ホーダイ定額料 6月ご利用分	合 算
	3	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり3円のご請求となります	合 算
	-20	eピリング割引料 6月請求分	合 算
◇消費税等相当額 (計) 677	677	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計 7,450	7,450	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、6月末で 10年1か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ	
		6月ご利用分に対する獲得ポイントは、 60です。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 6,773円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		6月末のステージは、 4thステージです。	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <b>人件費</b>		
内容	事務員雇用		
年月日	令和3年 6月 1日 ~ 令和3年 6月30日	金額	73,150円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用					
使途	令和3年6月分給与					
政務活動・ 県政との 関連性						
<<領収書貼付枠>>  給与明細書 令和3年6月分						
氏名	給与	手当	支給総額	控除	差引支給額	受領印
■■■■	146,300	0	146,300	0	146,300	■■■■
雇用時間数 154.0h × 単価 950円 = 給与総額 146,300円 146,300 × 1/2 = 73,150円 (政務活動費充当)						

案分の理由 後援会との按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	146,300円	1/2 %	73,150円





1-7-6-4

領 収 証

令和3年6月30日

印 紙  
円

鈴木 澄美 様

¥ 49,500 ※

(現金・小切手)

但 富士市比奈1418番地の2、6月分事務所賃料.....  
水道光熱費・通信費および駐車場の賃料.....

内 訳

政務活動+後援会 合計99,000円(政務活動費分按分1/2 49,500円)  
事務所賃料:60,000円 水道光熱事務・通信費:24,000円 駐車場3台分:15,000円  
上記金額正に領収致しました。

住 所 富士市比奈1418番地の2  
株式会社 富士不動産センター  
氏 名 代表取締役 鈴木 茂樹



キトリセン



月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
6月4日	脱炭素推進特別委員会進行打ち合わせ	自宅—県庁 (往復)	96
6月9日	脱炭素推進特別委員会進行打ち合わせ	自宅—県庁 (往復)	96
6月21日	6月定例会議案説明	自宅—県庁 (往復)	96
6月24日	脱炭素推進特別委員会進行打ち合わせ	自宅—県庁 (往復)	96
6月29日	県老人福祉施設協議会との面談	自宅—県庁 (往復)	96
合 計			480